

豊田都市計画 広美工業団地地区計画の変更 (豊田市決定)

都市計画広美工業団地地区計画を次のように変更する。

名 称	広美工業団地地区計画			
位 置	豊田市広美町北繁及び下之切の各一部			
面 積	約 5.4 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市中心部より南へ約10km、上郷地区南部の田園地帯に位置している。</p> <p>本地区は、現在、住宅と工場の混在による住居の環境の保護及び工業の増進に支障を来している中小工場の移転用地として、工業団地の造成工事が行われている。</p> <p>そこで本計画では、工場の利便の増進を図りつつ、周辺の景観、集落及び農業との調和並びに地域での連携などに配慮した、うるおいのある中小工場団地としての環境の形成を図ることを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>工業の利便の増進を図りつつ、周辺の景観、集落及び農業との調和並びに地域との連携等に配慮したうるおいのある中小工場団地としての発展を期するため、地区施設整備や建築物等の規制・誘導を積極的に推進し、ゆとり、ふれあい、そしてうるおいのある田園工業団地の形成と合理的な土地利用を図る。</p>		
	地区施設の整備の方針	<p>道路においては、工業団地に発生する交通を適切に幹線道路へと導く地区内道路の整備を図る。公園にあっては、周辺地域との連絡・調和に配慮した、周辺集落の住民へも解放される公園の整備を図る。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定めることにより、良好な田園工業団地の形成を誘導する。</p>		
	その他当該地区の整備・開発及び保全の方針	<p>樹林地を保全し、また緑化に努めることにより、快適で、ゆとりとうるおいのある工業団地の環境の向上及び周辺の田園環境との調和を図る。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	規 模
		道 路	道路1号	幅員：13m、延長：約440m
		公 園	公園1号	区域面積：約1,860㎡
	配置は、計画図表示のとおり。			

地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅</li> <li>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>3 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>4 物品販売業を営む店舗又は飲食店</li> <li>5 図書館、博物館その他これらに類するもの</li> <li>6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の6の2で定める運動施設</li> <li>7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令第130条の9の2で定めるもの</li> <li>9 ホテル又は旅館</li> <li>10 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>12 学校</li> <li>13 病院</li> <li>14 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（る）項第1号に掲げる業務を営む工場</li> <li>15 法別表第2（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9（数量は、表中準工業地域欄のものとする。）で定めるもの</li> </ol>
	建築物の敷地面積の最低限度	1, 000㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、道路境界線からの後退距離にあつては2m、道路境界線以外の敷地境界線（隣地が当該地区整備計画区域内である場合の敷地境界線を除く。）からの後退距離にあつては10m以上でなければならない。
	建築物等の高さの最高限度	建物の高さは、20mを超えてはならない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び広告物の色彩及び形態は、周囲の田園景観と調和したものとする。
土地利用の制限に関する事項	<p>樹林地の木竹は、伐採してはならない。 ただし、次に掲げる行為はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</li> <li>2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</li> <li>3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</li> <li>4 仮植した木竹の伐採</li> <li>5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</li> </ol>	
	垣又はさくの構造の制限	敷地境界線（隣地が当該地区整備計画区域内である場合の道路境界線以外の敷地境界線を除く。）から2m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ（敷地境界線からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。

「区域は、計画図表示のとおり。」

## 理 由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、地区計画を変更するものとする。